京都市上下水道局電子納品実施要領(業務編)

令和4年10月 京都市上下水道局

目 次

1	京都市	市上下水道局電子納品実施要領(業務編)	について 1
	(1)	目的	
	(2)	適用業務	
	(3)	電子納品の定義	
2	準拠?	する基準類	
3	電子網	納品の対象範囲	
	(1)	対象とする業務	3
	(2)	対象とする資料の範囲	3
4	電子網	納品の実施に当たっての留意事項等	8
	(1)		8
	(2)	受発注者間の協議事項	8
	(3)	電子成果品の作成	
	(4)	書類検査について	8
	(5)	電子成果品の内容確認	8
様	式-1.		
	別表一	1】事前協議チェックシート(業務)	

1 京都市上下水道局電子納品実施要領(業務編)について

(1) 目的

「京都市上下水道局電子納品実施要領(業務編)」(以下「本要領」という。) は、「京都市電子納品実施指針(平成17年7月)」に基づき、電子納品の円滑な実施と納品データの有効利用を目的として、上下水道局における電子納品の取扱いについてまとめたものである。

本要領は、国土交通省策定の各電子納品要領等(以下「国要領等」という。)を補完し、京都市上下水道局における電子納品に当たって、適用基準、対象範囲、受発注者が留意する事項等を示すものである。

(2) 適用業務

本要領は、上下水道局が発注する設計業務等に適用する。

(3) 電子納品の定義

電子納品とは、調査、設計、工事など各段階の最終成果を電子データで提出することをいう。ここでいう電子データとは、国要領等に示されたフォーマットに基づいて作成されたものをいう。

2 準拠する基準類

京都市上下水道局における電子納品の実施に当たっては、原則表—1に示す国要領等に準拠し、成果品の作成及び電子納品を行うものとする。国要領等は、適宜追加・改訂等が行われるので、事前協議に際しては最新版を確認し適用開始時期に注意するものとする。

なお、国要領等の改訂に伴う電子納品支援ソフト等の改訂が間に合わない場合に限り、受発 注者間の協議により改訂前の国要領等でも対応できるものとする。

表―1 国要領等(電子納品要領・基準・ガイドライン)

要領・基準類・ガイドライン	発行年月	適要
土木設計業務等の電子納品要領**1	R2. 3	国土交通省
CAD製図基準	H29. 3	国土交通省
デジタル写真管理情報基準	R2. 3	国土交通省
測量成果電子納品要領	R3. 3	国土交通省
地質・土質調査成果電子納品要領	H28. 10	国土交通省
電子納品等運用ガイドライン【業務編】*2	R2. 3	国土交通省
CAD製図基準に関する運用ガイドライン	Н29. 3	国土交通省
電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	Н30. 3	国土交通省
電子納品運用ガイドライン【測量編】	R3. 3	国土交通省
下水道施設CAD製図基準	Н30. 4	日本下水道事業団

上記の要領等は国土交通省「電子納品に関する要領・基準」、日本下水道事業団の要領基準類の ホームページを参照

【国土交通省「電子納品に関する要領・基準」(https://www.cals-ed.go.jp/)】

【地方共同法人 日本下水道事業団「下水道施設CAD製図基準」

(https://www.jswa.go.jp/denshi/denshi.html)]

※1:土木設計業務等の電子納品要領(令和2年3月)のうち、「オンラインによる電子納品」、「台帳管理ファイル (REGISTER フォルダ)」及び「地質データフォルダ (BORING)」、並びに「ICON」に関する事項は、京都市上下水道局では適用しない。

3 電子納品の対象範囲

(1) 対象とする業務

電子納品は、以下に示す業務を対象とする。

- ア 土木設計業務
- イ 建築設計業務(建築機械設備設計、建築電気設備設計を含む。)
- ウ 測量業務、地質・土質調査業務
- 工 機械・電気設備設計業務
- オ その他業務(特記仕様書により電子納品の対象と指定されたもの。)

(2) 対象とする資料の範囲

電子納品の対象とする資料の範囲は、表-2のとおりであり、これ以外の成果品を電子納品する場合は、受発注者間で協議し決定する。ただし、電子化が難しい書類等については、スキャニング等による電子化は求めないものとする。

表-2 電子納品対象資料(業務)と資料の格納場所

要領・基準等	電子納品対象		ファイル形式	格納するフォルダ名称
協議事項	業務計画等*	1	PPT、XLS、DOC 他	REPORT/ORG
土木設計業務等	報告書			REPORT
の電子納品要領	報告書オリシ	ジナル	オリジナルファイル ^{※2}	REPORT/ORG
デジタル写真管	写真台帳		JPEG	PHOTO/PIC
理情報基準	参考図		TIFF	PHOTO/DRA
CAD 製図基準	測量図面 設計図面		SXF(SFC、SFZ)	DRAWING
地質・土質調査	ボーリング	ボーリングデータ	XML	BORING/DATA
電子納品要領		柱状図	PDF	BORING/LOG
		簡略柱状図	SXF(SFC, SFZ)	BORING/DRA
	地質平面図 地質断面図		SXF(SFC, SFZ)	DRAWING
	コア写真		JPEG	BORING/PIC
	土質試験及 び地盤調査	電子データシート	PDF	BORING/TEST
		交換用シート	オリジナルファイル ^{※2}	BORING/TEST
		土質試験結果一覧表 データ	XML	BORING/TEST
測量成果電子納	測量記録		PDF, DM, TXT	SURVEY/*/WORK
品要領	測量成果		PDF, DM, TXT	SURVEY/*/DATA
V 4	その他		PDF、DM、TXT	SURVEY/*/OTHERS

^{※1} 受発注者間の事前協議により、納品を求めるものについては別途、ファイル形式等を決定する。

※2 オリジナルファイルとは「CAD、ワープロ、表計算等アプリケーションソフトのオリジナル 形式で作成した電子データ」をいう。

4 電子納品の実施に当たっての留意事項等

(1) 積算上の考え方

成果品の電子納品に要する費用については、設計業務等標準積算基準書(国土交通省) に基づくものとする。

(2) 受発注者間の協議事項

電子納品の実施に当たっては、受発注者間で事前協議を行うこと。

業務の着手時には、電子納品を円滑に実施するため、国要領等の内容を把握するとともに、「事前協議チェックシート」【別表-1】を用いて協議を行い、合意を図るものとする。

協議結果を取りまとめたチェックシートは、業務計画書の付属資料として提出するものとする。

事前協議の具体的内容は、以下のとおりとする。

ア 成果品の管理項目

成果品の電子媒体に格納する業務管理ファイル INDEX_D. XML に記入する管理項目のうち、「設計書コード」及び「受注者コード」については、業務着手に当たって発注者が指示する。

(ア) 設計書コード

発注機関ごとに業務1件につき固有の番号として付与されるもので、発注者の指示に 従い記入する。当局においては、契約番号(末尾の-000を除く)の半角10桁とする。

(イ) 受注者コード

発注者が定める受注者コードを記入する。(京都市上下水道局競争入札参加有資格者 名簿の業者番号6桁)

イ 書類作成のソフトウェア等

業務着手時に、書類作成に使用する一般的なソフトウェアの種類・バージョンについて協議を行い、その結果を「事前協議チェックシート」に記入のうえ、書類データを作成するものとする。

なお、各ファイルのサイズは、上限10MBを目安とする。

ウ 書類の取扱い

打合せ簿等印鑑の必要な書類は、紙媒体の資料のみ押印する。電子データの押印欄は空白でよい。

エ 電子納品が困難なものの取扱い

電子化が困難なもの又は電子化により作業効率が著しく低下すると判断されるものについては、受発注者間の協議により、現物又は紙媒体による納品とする。

なお、カタログ等を電子化する場合、特に大容量となるものについては、必ずしもすべてについて電子化を求めることはしないものとする。ただし、今後の維持管理上必要なデータは、スキャニングを行い、電子納品の対象とする。

オ 測量ファイルの取扱い

測量成果の作成については、「測量成果電子納品要領」に基づいて作成し、納品することを基本とする。

「測量成果電子納品要領」に該当しない工種の取扱いについては、受発注者間で協議し 取り決めるものとする。

カ 地質・土質調査ファイルの取扱い

地質・土質調査成果の作成については、「地質・土質調査成果電子納品要領」に基づいて作成し、納品することを基本とする。

「地質・土質調査成果電子納品要領」に該当しない工種の取扱いについては、受発注者間で協議し取り決めるものとする。

キ 図面ファイルの取扱い

図面は「CAD製図基準」に基づいてCADデータを作成し、納品することを基本とし、同基準に規程されていない水道施設及び下水処理施設の工種、図面種類、レイヤについては日本下水道事業団が策定した「下水道CAD製図基準」を参考にデータを作成する。その他これらの基準に規定されていない項目については、受発注者間で協議し取り決めるものとする。

(ア) CADデータ交換フォーマット 納品は、CADデータ交換フォーマット SXF (SFC、SFZ) によることを基本とする。

(イ) ファイル名

CADデータのファイル名は以下の規則によるものとする。

□□□□□■◎◎▲-△△···△△. 拡張子⇒ (例) 001D3PL0 平面図. sfc

	半角数字 3 文字	図面番号 表題欄の図面番号を表す。
0	半角英字1文字	ライフサイクル 測量S、設計D、施工C、維持管理Mの各段階を表す。
	半角英数字 1 文字	整理番号
00	半角英字 2 文字	図面種類 平面図、縦断図等を表す。Ex. 平面図 PL、縦断図 PF
A	半角英数字 1 文字	改訂履歴 最初に 0~9 を用い、それ以上の改訂が生じた場合は A~Y を用いる。最終は Z とする。
Δ	全角文字・半角英 数大文字 52 文字以 下	ユーザ定義領域 図面内容がわかるような名前を記入する。原則として、図面表題欄の図面名を記入する。 ※ユーザ定義領域を使用する時は先頭に「-」を記載する。「-」もユーザ定義 領域の1文字とする

上記のうち、■整理番号については、下記を基本とする。

設計区分	整理番号
土木	1
建築	2
建築機械	3
建築電気	4
機械設備	5
電気設備	6
計画設計	7
基本設計	8
その他	9

ク 写真ファイルの取扱い

- (ア) 調査等で撮影した写真データを写真台帳として納品する場合は、「デジタル写真管理情報基準」に準拠するものとする。
- (イ)次の写真はデジタル写真管理情報基準の対象外とする。
 - a 引用写真

計画・設計業務の報告書中に引用される写真は、イメージデータとして貼り付けることとし、デジタル写真管理情報基準の対象外とする。

b 景観写真

景観設計等において、修正、編集することが前提となっている写真(イメージデータ)は、デジタル写真管理情報基準の対象外とする。

c 地質・土質調査のコア写真 地質・土質調査成果電子納品要領に従うこと。

(3) 電子成果品の作成

ア 成果品

- (ア) 成果品は、電子媒体 (CD-R、DVD-R) に納めた電子データを提出するとともに、従来通り紙媒体を提出するものとする。
- (イ) 電子媒体は、事業課(所)で保管するものとする。
- (ウ) 納品する電子媒体には、以下の情報を記載する。 なお、情報の記載は、電子媒体に直接印刷、若しくは油性フェルトペンとし、シール の貼り付けは認めない。
- ・設計書コード
- 何枚目/総枚数
- 業務名称
- 作成年月
- 発注者名
- 受注者名
- ウイルスチェックに関する情報
- ・受注者(担当者)の 署名又は押印



イ 電子成果品の原本性の確保に関する対応

電子納品の導入に当たっては、従来の書面に対する署名又は押印に替わる措置として、電子署名の導入が求められる。しかし、現時点では電子署名の導入が困難であるため、以下のとおりとする。

- (ア) 電子納品の媒体はCD-R及びDVD-R(書き込みが1度しかできないもの)とする。
- (4) 受発注者間相互に内容を確認したうえ、電子媒体に直接署名又は押印する。
- (ウ) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するため、別に定める様式-1(電子 媒体納品書)に署名・押印のうえ、電子媒体とともに提出する。

(4) 書類検査について

ア 検査の基本的な考え方

成果品の検査は、紙媒体で行うことを原則とするが、電子成果品による検査も補完として実施する。

受発注者間協議により、効率的な検査が可能であると判断される電子成果品については、受発注者に過度な負担をかけない範囲で、可能な限り電子成果品を用いて検査を行う。ただし、パソコン画面上での確認が必ずしも効率的でない電子成果品については、事前に紙に出力したものを補助的に利用し、検査を行う。

なお、電子納品対象外の成果品については、従来どおり紙媒体での検査とする。

イ 電子検査を行う場合の体制

電子検査に必要なパソコンは、原則として受注者が用意すること。

検査時における書類等の閲覧は、受注者が使用した電子納品支援ソフトのビューアを使用するものとし、操作も原則として、受注者が行うものとする。

特別なソフトウェアを使用する場合には、機器 (PC等) を含めて受注者が、準備するものとする。

(5) 電子成果品の内容確認

電子成果品の確認に当たっては以下の点に留意する。

ア 必要な書類が電子納品要領等に従って適切に作成・格納されていること。

国土交通省の<u>「電子納品チェックシステム」</u>*1により、各担当者でチェックをおこなうこと。

なお、次のエラーについては、以下のとおり取り扱う。

- ・協議事項に伴うエラーについては問題がないものとして取り扱う。
- ・CADレイヤに関するエラー(SFC、SFZ)は、電子納品支援ソフト、JS 電子納品チェックシステム(工事用) *2 により、エラーをチェックすることとする。
- ※1 「電子納品チェックシステム」は、国土交通省電子納品 web サイトからダウンロードすることができる。(https://www.cals-ed.go.jp/edc_download/)
- ※2 下水道施設CAD製図基準により CAD を作成した場合。日本下水道事業団 web サイトからダウンロードすることができる。

(https://www.jswa.go.jp/denshi/denshi.html)

イ 書類検査において確認した書類と、同一書類が格納されていること。

電子納品の対象となる資料に漏れがないことを格納されているファイル数等で確認する。また、書類検査に用いた資料と同一の内容であることの確認を、電子成果品の任意の部分について、内容を照合する等、発注者が実施可能な方法で確認する。

ウ ウィルス対策を実施していること。

ウィルス対策を行った電子媒体であることを受注者に確認する。

様式-1					令和	年	月	日
電子媒体納品書								
京都市公営企業管理者上	下水道局長○○○	○様						
			受注者					
			(管理技術	(氏名) 活氏名)			印	
							.,	
最終原	成果であることを	確認した電	電子媒体を、	下記のとお	り納品し	ます。		
			記					
業務名称:								
設計書コード:								
電子媒体の種類	規格	単位	数量	作成年	月日		備考	
(例) CD-R	Joliet	枚	1					
備考								
上記の電子媒体を受領しました								
		ナルッ 令和		支順しよし : 月		日		
		所属						
	1	総括		主任			当	
		監督員		監督員		監	督員	

【別表-1】事前協議チェックシート(業務)

■協議参加者

協議参加有					
業務名					
業務期間	令和 年 月	日 ~ 令	和年	月 日	
設計書コード			受注者コード		
	事業課(所)名				
発注者	役職名				
	参加者名				
	会社名				
受注者	役職名	管理技術者			
	参加者名				

■適用要領・基準類

要領・基準類	発行月	要領・基準類	発行月
土木設計業務等の電子納品要領	□ R2.3 □ ()	CAD製図基準	□ H29.3 □ ()
デジタル写真管理基準	□ R2.3 □ ()	測量成果電子納品要領	□ R3.3 □ ()
地質・土質調査成果電子納品要領	□ H28.10 □ ()	電子納品等運用ガイドライン【業務編】	□ R2.3 □ ()
CAD製図基準に関する運用ガイドライン	□ H29.3	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	□ H30.3
電子納品運用ガイドライン【測量編】	□ R3.3 □ ()	下水道施設CAD製図基準	□ H30.4 □ ()

■利用ソフト等

	種 別 等	ソフト名称またはファイル形式	バージョン
	ワープロソフト		
	表計算ソフト		
利用ソフト	CAD ソフト	SXF(SFC、SFZ)形式	
	写真管理ソフト	JPEG 形式	
	その他		

■電子納品対象項目

会告書管理ファイル 接務計画書 接務打合せ簿 会告書 な量計算書	XML, DTD XML, DTD PDF PDF PDF	
務計画書 務打合せ簿 3.告書	PDF PDF	
務打合せ簿 2告書	PDF	
2告書		
	PDF	
量計算書		
	PDF	
計計算書	PDF	
任 算工事費	PDF	
一の他	PDF	
告書オリジナルファイル	オリジナル	
面管理ファイル	XML, DTD	
種図面ファイル	SFC	
真管理ファイル	XML, DTD	
真帳	JPEG	
考図		
量情報管理ファイル	XML, DTD	
量記録		
量成果		
の他		
1質情報管理ファイル	XML, DTD	
・ーリング柱状図		
- 質断面図		
2質平面図		
ア写真		
種試験結果		
	計計算書 第工事費 の他 告書オリジナルファイル 面管理ファイル 種図面ファイル 真管理ファイル 真に 考図 量情報管理ファイル 量記録 量成果 の他 質情報管理ファイル 一リング柱状図 質断面図 質平面図 ア写真	計計算書 PDF 算工事費 PDF の他 PDF 法書オリジナルファイル オリジナル (面管理ファイル XML、DTD 真管理ファイル XML、DTD 真帳 JPEG 考図 XML、DTD 量情報管理ファイル XML、DTD 一リング柱状図 YML、DTD 質断面図 質野面図 ア写真 ア写真

■成果品納品 (検査対応含む)

電子媒体	部			
印刷物	部 印刷対象()
	形式 □ファイル綴じ	□製本	その他()

■検査方法等					
機器の準備	□発注者()
	□受注者()
検査方法等	□電子媒体を利用 □紙、電子媒体の併用 □紙				
対象電子情報	□報告書(□電子	、□電子・紙、□紙)	□図面	□写真	□その他
■電子化しない書	:粨				
	79.				
■その他					

京都市上下水道局 電子納品実施要領 (業務編)

平成21年3月策定

平成23年12月改訂

令和 4年10月改訂